

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

(にっぽんいしんのかいしゅうぎいんちばけんだいいちせんきょくしふ)

- 1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉県千葉市中央区旭町1-7アネックス檀101号室
- 3 代表者の氏名 依田 和孝
- 4 会計責任者の氏名 依田 和孝

問合せ先

(担当者) 依田 和孝

(電話) 090-6002-3774



500290

定内郵資国全額N
解後窓N N 県 N 過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
M 3/13

資金管理団体の指定の有無

☒ 無

☐ 有

※以下は指定「有」の場合のみ記入

公職の種類

(現職 ・ 候補者等)

資金管理団体
の届出をした
者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

☒ 政党の支部

☐ 政党

☐ その他の政治団体
(後援会等)

☐ 政治資金団体

☐ その他の政治団
体の支部

☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

☐ 2以上の都道府県の区域等

☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の氏名 依田 和孝

公職の種類 衆議院議員

(候補者等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②)	十億	百万	千	円
① (前年からの繰越額)				
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)				
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)				
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))				

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A	十億	百万	千	円
員 数				人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[う ち 特 定 寄 附]		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)		(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附		内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)		

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その4)

(4) 借 入 金							
借 入 先		金 額				借 入 年月日	備 考
		十億	百万	千	円		
依田 和孝			4	107	862	令和6.1.1	
依田 和孝			1	000	000	令和6.2.29	
依田 和孝			2	500	000	令和6.4.5	
依田 和孝			1	000	000	令和6.4.8	
依田 和孝			1	000	000	令和6.5.31	
依田 和孝				600	000	令和6.6.20	
依田 和孝				500	000	令和6.7.5	
依田 和孝				100	000	令和6.7.12	
依田 和孝				100	000	令和6.7.12	
依田 和孝			1	200	000	令和6.9.20	
依田 和孝				800	000	令和6.12.5	
依田 和孝				500	000	令和6.12.17	
				300	000	令和6.12.18	
こ の 頁 の 小 計			13	707	862		
合 計 E			13	707	862		

注意(1) 年内に借入れたものを記載すること。なお、年内に借入し、返済した場合であっても記入すること。

なお、返済金は、支出において表(その13-1)の「(6)その他の経費」に計上されるものであること。

また、借入先ごとの残高(従前からのものを含む)が100万円を超える借入金については、表(その17)に「有」と記入されるものであること。

(2) 借入先は、金融機関にあっては支店名(〇〇銀行〇〇支店)まで記載し、個人からのものはその氏名を記載すること。

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本維新の会 本部		1	500	000	令和6. 1. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
日本維新の会 本部		1	200	000	令和6. 4. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
日本維新の会 本部		1	500	000	令和6. 7. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
日本維新の会 本部		1	000	000	令和6. 9. 25	大阪府大阪市中央区島之内1-17-16三栄長堀ビル	
こ の 頁 の 小 計		5	200	000			
合 計 F		5	200	000			

(その6)

(6) その他の収入					
摘 要		金 額			収 入 日
		十億	百万	千	円
家賃				164	000
補助金				680	000
こ の 頁 の 小 計				844	000
1 件 10 万 円 未 満 の も の				5	007
合 計				849	007

注意 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考	
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
	(1)	人 件 費	費		1,463	102					0		
	(2)	光 熱 水 費	費		424	960				313	814		
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費	費		5,525	998				36	153		
	(4)	事 務 所 費	費		5,845	314				3,574	033		
小 計 ((1)～(4))					13,259	374				3,924	000		
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円		
	(1)	組 織 活 動 費	費		607	418					0		
	(2)	選 挙 関 係 費	費		1,366	200					0		
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			4,628	299				1,276	000		
(内 訳)	ア	機関紙誌の発行事業費				0					0		
	イ	宣伝事業費			4,628	299				1,276	000		
	ウ	政治資金パーティー開催事業費				0					0		
	エ	その他の事業費				0					0		
	(4)	調 査 研 究 費	費			0					0		
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金				0					0		
	(6)	そ の 他 の 経 費	費			0					0		
小 計 ((1)～(6))					6,601	917		うち本部・支部間の交付金合計				5,200,000 円	
合 計					19,861	291		←1の小計と2の小計の合計を記載すること。					

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出		
		不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その14-1)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	光熱水費 ^一		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計				0				
その他の支出			424,960					
合 計			424,960					

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	十億	百万	千円	令和6.2.29	有限会社稲毛新聞	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-5-2-1001	
印刷代			684,200	令和6.4.5	有限会社石山宣伝研究所	茨城県取手市取手2-14-30-303	
リース代			330,000	令和6.4.5	カレンワークス	栃木県下都賀郡壬生町大字上田1627	
印刷代			500,000	令和6.4.5	有限会社稲毛新聞	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-5-2-1001	
印刷代			132,000	令和6.5.7	株式会社裕星グループ	千葉県千葉市緑区古市場町474-254	
印刷代			300,000	令和6.5.7	有限会社稲毛新聞	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-5-2-1001	
印刷代			300,000	令和6.5.31	有限会社稲毛新聞	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-5-2-1001	
リース代			110,000	令和6.7.12	カレンワークス	栃木県下都賀郡壬生町大字上田1627	
印刷代			500,000	令和6.7.31	有限会社稲毛新聞	千葉県千葉市稲毛区小仲台2-5-2-1001	
リース代			50,000	令和6.8.8	カレンワークス	栃木県下都賀郡壬生町大字上田1627	
リース代			713,376	令和6.12.6	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号	
印刷代			813,670	令和6.12.18	株式会社裕星グループ	千葉県千葉市緑区古市場町474-254	
リース代			139,315	令和6.12.23	トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目17番21号	
この頁の小計			5,072,561				
その他の支出			453,437				
合計			5,525,998				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（1）		
支 出 の 目 的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支 出 を 受 け た 者 の 住 所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備 考
システム代	十億	百万	千	円	令和6.1.29	株式会社I.T.Aシステム	千葉県千葉市若葉区みつわ台4丁目5番4号	
家賃			400,000		令和6.1.29	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			222,200		令和6.1.29	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161,000		令和6.2.29	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			222,200		令和6.2.29	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161,000		令和6.4.5	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			222,200		令和6.4.5	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161,000		令和6.4.5	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
工事代			170,280		令和6.5.7	株式会社フィールド	千葉県船橋市飯山満町3-1721-6	
システム代			61,600		令和6.5.7	総合警備保障株式会社	千葉県千葉市美浜区幸町1丁目26-5綜警千葉ビル	
家賃			222,200		令和6.5.31	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161,000		令和6.5.31	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			222,200		令和6.5.31	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161,000		令和6.5.31	有限会社ライフ・レシピークリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
この頁の小計			2,547,880					
その他の支出								
合 計								

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費（2）		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
システム代	十億	百万	千	円	令和6.5.31	株式会社センキョ	東京都港区南青山7-1-7-C-cube南青山ビル6F	
家賃			198	000	令和6.7.5	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			222	200	令和6.7.5	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161	000	令和6.7.31	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			222	200	令和6.7.31	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161	000	令和6.7.31	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
受信料			132	000	令和6.8.1	株式会社マグネット	兵庫県神戸市中央区北野町2-18-9	
家賃			222	200	令和6.9.10	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161	000	令和6.9.10	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			222	200	令和6.9.25	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161	000	令和6.9.25	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
監査報酬			60	000	令和6.9.25	本間秀明税理士事務所	千葉県市原市八幡2086-4	
家賃			222	200	令和6.11.8	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃			161	000	令和6.11.8	有限会社ライフ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
こ の 頁 の 小 計			2,306	000				
そ の 他 の 支 出								
合 計								

- 注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その5834784他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費 (3)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
家賃	十億	百万	千	円	令和6.12.9	有限会社ライブ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
家賃					令和6.12.9	有限会社ライブ・レシピー・クリエーション	千葉県千葉市中央区弁天1-15-3	
この頁の小計			383	200				
その他の支出			608	234				
合 計			5,845	314				

注意 (1)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。

(2)①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (渉外費)
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
輸送代・郵送代	十億 百万 千 円 341,440	令和6.10.8	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1			
この頁の小計			341,440				
その他の支出			218,241				
合 計			559,681				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (会合費)	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計				0				
そ の 他 の 支 出			3,300	〃				
合 計			3,300	〃				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (交際費)	
		☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
こ の 頁 の 小 計				0				
そ の 他 の 支 出			44	327				
合 計			44	327				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (雑費)
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
雑費・看板代	十億	百万	千	円	令和6.5.31	株式会社裕星グループ	千葉県千葉市緑区古市場町474-254
雑費・看板代			90,200		令和6.6.20	株式会社裕星グループ	千葉県千葉市緑区古市場町474-254
雑費・看板代			528,000		令和6.9.20	株式会社裕星グループ	千葉県千葉市緑区古市場町474-254
雑費・看板代			748,000				
この頁の小計			1,366,200				
その他の支出			0				
合 計			1,366,200				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 (ポスター・パンフレットの作製費)				
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費						
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考			
広告代	十億	百万	千	円	330,000	令和6.4.5	イチニ株式会社	東京都渋谷区神宮前1-11-11 グリーンファンタジアビル7階	
データ通信費					770,000	令和6.4.8	株式会社センキョ	東京都港区南青山7-1-7-C-cube南青山ビル6F	
ホームページに関する費用					660,000	令和6.10.10	株式会社センキョ	東京都港区南青山7-1-7-C-cube南青山ビル6F	
印刷代					1,993,299	令和6.10.21	株式会社アドネット	東京都練馬区谷原5-23-8	
チラシ作製費					875,000	令和6.11.5	アイ・ティ・エム・プランニング合同会社	東京都大田区大森北5丁目16-1-512	
この頁の小計					4,628,299				
その他の支出					0				
合 計					4,628,299				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
光熱水費	十億	百万	千	円		日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部	千葉県千葉市中央区旭町1-7アネックス檀101号室	
			313,	814				
備品・消耗品費			36,	153		日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部	千葉県千葉市中央区旭町1-7アネックス檀101号室	
事務所費			3,	574,033		日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部	千葉県千葉市中央区旭町1-7アネックス檀101号室	
宣伝事業費			1,	276,000		日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部	千葉県千葉市中央区旭町1-7アネックス檀101号室	
この頁の小計			5,	200,000				
合 計			5,	200,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☒	☐	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				
		☐ ア 土地 ☐ イ 建物 ☐ ウ 地上権等	☐ エ 動産 ☐ オ 預金等 ☐ カ 金銭信託	☐ キ 有価証券 ☐ ク 出資 ☐ ケ 貸付金	☐ コ 敷金 ☐ サ 施設利用権等 ☒ シ 借入金	
摘 要	金 額				年 月 日	備 考
依田 和孝	十億	百万	千	円	令和6.1.1	
依田 和孝		4,	107,	862	令和6.2.29	
依田 和孝		1,	000,	000	令和6.4.5	
依田 和孝		2,	500,	000	令和6.4.8	
依田 和孝		1,	000,	000	令和6.5.31	
依田 和孝		1,	000,	000	令和6.6.20	
依田 和孝			600,	000	令和6.7.5	
依田 和孝			500,	000	令和6.7.12	
依田 和孝			100,	000	令和6.7.12	
依田 和孝			100,	000	令和6.9.20	
依田 和孝		1,	200,	000	令和6.12.5	
依田 和孝			800,	000	令和6.12.17	
依田 和孝			500,	000	令和6.12.18	
依田 和孝			300,	000		
こ の 頁 の 小 計			13,	707, 862		
合 計			13,	707, 862		

注意(1)資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2)「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☒ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 12 月 31 日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部

会計責任者の氏名 依田 和孝



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代表者の氏名 依田 和孝)



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和6年12月31日

日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部

支部長 依田 和孝殿

登録政治資金監査人

本 周 新 明

登録番号 351号

研修了年月日平成20年10月3日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院千葉県第1選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院千葉県第 1 選挙区支部と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院千葉県第 1 選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上